

令和3年10月8日

養父市議会議長 西田雄一様

総務文教常任委員会

委員長 田路之雄

委員会審査報告書

令和3年9月7日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和3年9月10日（金）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第55号	養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第58号	養父市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

**議案第 55 号 養父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について**

**【質疑】** 対象業種に追加された「情報サービス業等」とは具体的にどのような業種か。

**【答弁】** 上位法令の施行規則の中に規定があり、①ソフトウェア開発や情報処理などを行う情報サービス業、②ケーブルテレビ事業などを含む有線放送業、③インターネットを通じた情報提供などを行うインターネット付随サービス業、④情報通信技術を利用した通信販売業、市場調査業などである。

**【質疑】** 固定資産税の課税免除の対象となる適用取得期間が、令和 6 年 3 月 31 日まで延長される。令和 6 年 3 月に資産を取得した場合、期間を過ぎても 3 年間課税免除されるのか。

**【答弁】** 課税免除の期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間となるが、前提としての「養父市過疎地域持続的発展計画」が令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年の計画であるので、今のところ令和 8 年度と令和 9 年度の裏付けがない。しかし、令和 8 年度以降も切れ目なく計画が策定された場合は、3 年間の課税免除は適用になると考える。

**議案第 58 号 養父市過疎地域持続的発展計画を定めることについて**

**【質疑】** 本計画の目的は、地方と都市部との格差是正や地方債の確保を図ることと認識してよいか。

**【答弁】** 旧過疎法は、過疎地域からの脱却が大きな目的であり、都市部との格差を埋めるため、道路整備、通信環境整備、公共施設整備等のハード事業が中心であった。しかし、新過疎法は少し方向性が変わり、過疎地域を持続的に発展させることを目的としている。